第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業者及び国民の責務）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない。

第十三条第三項中「農林水産大臣」の下に「、経済産業大臣」を加える。

第十七条第一項中「海岸漂着物等」の下に「（漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、第四章第一節中第二十一条の次に次の一条を加える。

（漂流ごみ等の円滑な処理の推進）

第二十一条の二　国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

第二十四条中「海岸漂着物」の下に「又は漂流ごみ等」を加える。

第二十五条に次の一項を加える。

3　国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）

第二十八条の二　国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第三十条第一項中「農林水産省」の下に「、経済産業省」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック（この法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第六条第二項に規定するマイクロプラスチックをいう。）の抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

3　新法第十三条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第十三条の規定により定められている基本方針は、新法第十三条の規定により定められた基本方針とみなす。

外務大臣　河野　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第三十一号

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条及び第三十四条の十の八の規定に基づき、公認会計士等登録規則及び特定社員登録規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公認会計士等登録規則及び特定社員登録規則の一部を改正する内閣府令

（公認会計士等登録規則の一部改正）

第一条　公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（開業登録の申請手続） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　略］ 三　戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書 ［四～十　同上］	（開業登録の申請手続） **第四条**　［略］ 2　前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。） ［四～十　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定社員登録規則の一部改正）

第二条　特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正前	改正後
（特定社員登録の申請手続） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書 ［四］［同上］ ［五］［同上］ ［六］［同上］ ［七］［同上］	（特定社員登録の申請手続） **第四条**　［略］ 2　前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。 ［一・二　略］ ［号を削る。］ ［三］［略］ ［四］［略］ ［五］［略］ ［六］［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。